

令和8年度(令和9年度実施) 安心・安全なまちづくり配分募集要領

ありがとう。これからも一緒に。

配分目的	近年、私たちが暮らす身近な地域で、地震や風水害などの災害により甚大な被害が数多く発生しており、地域における防災意識等の高まりとともに、日頃からの助け合いのネットワークづくりや住民の自治力の形成をはじめとした地域福祉の裾野を広げる活動を資金面から支援することを目的とします。
対象団体	事業目的を明記した会則等を有する非営利の住民組織団体（地縁団体である自治会、町内会及び自主防災会等）とします。 ただし、県の連合体又は連盟組織における各地域組織等に位置づけられているものは除き、過去に本事業の配分を受けている団体は対象としません。 （※本年度も2回目の申請は、対象外となります。） また、複数の住民組織団体により構成される住民自治協議会やまちづくり委員会が申請団体となる場合は、住民自治組織等の名称の後に必ず地区名を入れることとし、地区名は、申請事業実施地区又は物品保管地区とします。
対象事業	市町村域内において、地域住民を対象とした避難・避難生活を想定して行う下記の防災・減災に係る物品の整備とします。 複数メニューを選択することも可能です。 ○防災物品メニュー（※団体で所有・管理するもの） ・発電機・ポータブル電源・ソーラーパネル・投光器・投光器スタンド・ヘルメット ・ヘッドライト・テントセット・（テント式）簡易トイレ・炊出用釜・安全ベスト ・ポータブルアンプ及びマイクセット・拡声器・発電式ラジオ・無線機・車いす ・車いす補助具・リヤカー・担架・救急セット・防災リュック・パーテーション ・救助用工具セット・防災物品保管用倉庫（物置）・AED ・避難所用寝具（段ボールベット・簡易ベット・寝袋等）・冷暖房（持ち運びが可能なもの扇風機・サーキュレーター・ストーブ・ジェットヒーター） ※団体で所有・管理とは、住民等への配布は対象外ですが、貸与することは可能です。 ○付属品について 上記防災物品メニューの付属品（ガソリン携行缶・コードリール・トイレ処理セット・バッテリー等）としては対象とし、単品購入は対象外とします。
対象外事業	○建物に附属するもの ・建物改修・トイレ改修・誘導灯・エアコン 等 ○物品でないものや直接防災・減災に関係しないと考えられるもの ・消耗品・飲食物・燃料・台車・座布団・ボール・ジャッキ・チェーンソー・レシプロソー・ホワイトボード・カラーコーン・テレビ・脚立、梯子・浄水器 等 ○行政など他の助成で対応できると考えられるもの ・毛布・消火器・消防ホース等の消防関係のもの 等 ※購入のみを対象としており、リース・レンタルは対象外となります。 ※消耗品については、ご希望の声もいただきますが、地域で長い間（最低5年間）使用・管理していただきたいため対象外としております。
配分額	配分限度額：20万円（千円未満切捨て） ※申請時は、千円未満切捨てで配分決定しますが、精算時に配分決定額を下回った場合は、端数まで配分します。 ※インターネットでの購入も可能ですが、申請時と購入時に価格の変動がある可能性が高く、購入価格が上がった場合には配分決定額は増えず、購入価格が下がった場合には配分決定額が下がる可能性があることを踏まえたうえでご検討ください。

募集期間	令和 8 年(2026 年) 9 月 1 日(火)～1 1 月 3 0 日(月) ※市町村共同募金委員会(支会)で受け付けた申請書類は、12 月 7 日(月)までに県本会宛にお送りください。
申請書等 入手先	・ 地元の市町村共同募金委員会(支会) ※市町村社会福祉協議会等 ・ 長野県共同募金会ホームページ (https://www.akaihane-nagano.or.jp/receive-grants)
申請方法	配分希望団体は、申請書に必要な書類を添付し、提出期限までに地元の市町村共同募金委員会(支会)に申請書類 1 部をご提出ください。
配分決定	過去の配分履歴、地域バランス等を勘案して優先順位を付し、予算の範囲内で決定しますので、申請すれば必ず決定されるものではありません。 本会の配分委員会、理事会及び評議員会により決定し、配分決定団体には、令和 9 年 3 月下旬に配分決定通知書を交付します。
事業実施 期間	令和 9 年(2027 年) 4 月 1 日～令和 10 年(2028 年) 3 月 3 1 日
留意事項	○近年の募金実績推移及び申請多数の状況を鑑み、2 回目の申請は対象としません。 ○毎年お問い合わせがありますが、防災物品メニューにないものは、本年度の対象物品となりません。メニューにない物品で希望するメニューがありましたら、来年度以降のメニューとして検討しますのでお知らせください。 ○事業実施期間以前に購入したものは、対象となりません。 ○購入後に回覧や広報誌で共同募金の配分事業であることの周知をお願いします。 ○購入物品には配分明示シールを貼付し、地域に共同募金による事業として広報してください。 ○他の助成との併用も可能ですが、経費について助成ごとに区分して経理することが必要です。